GEXEED CO.,LTD.

最終更新日:2021年3月31日 株式会社 ジェクシード

代表取締役 倉澤 治雄 問合せ先:03-5259-7010 証券コード:3719

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方 更新

株主に代わって経営の健全性や公正さを確保するとともに、経営リスクを組織的に回避して、継続的な企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要な経営課題の1つであると認識しています。

こうした目的を達成するために、当社では、法令等の徹底、内部統制機能の強化を通して、経営の健全化と透明性の確保を重視しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

記載事項等はございません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4:政策保有株式に関する方針 当社は、政策保有株式を保有しておりません。

原則1-7:関連当事者間の取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きの枠組み

1.当社は、取締役会決議により、当社の役員・社員が利益相反を生じる、あるいは生じる恐れのある行為を行うことを禁止する旨をその行動規範の一つとして定めております。また、当社による当社役員との取引については、法令や取締役会規定その他社内規程に則り、取締役会における承認を得ることとしています。その承認にあたり、取締役会は、それらの取引が当社自身や株主共同の利益を害することのないよう、取引の重要性やその性質とともに法令や取締役会規定その他社内規程における要請事項について必要な確認を行った上で承認するものとしています。2.当社が、主要株主との取引を行う場合、当社において定性的・定量的な観点から重要性の高いと評価できるものについては、当社の取締役会規則に基づき、取締役会における事前承認を求めております。

原則3-1-2:コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.コーポレート·ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載したとおりです。なお、有価証券報告書に於いて開示しております。

補充原則4-1-1:経営陣に対する委任の範囲

当社は、執行役員制度を導入しており、これにより経営の意思決定及び監査機関と業務執行機能が分離され取締役会は、経営戦略や経営計画を定めるとともに、重要な決定を行うこととしております。具体的には、M&A及びの資産の取得・処分等につきましては取締役会の決議事項としております。その他の個別の業務執行については、取締役会規則に従い、報告を受けることにより業務執行の迅速化を図っております。

補充原則4-9:独立社外取締役の有効活用

当社は、東京証券取引所の社外役員の独立性に関する事項の要件を満たす独立社外取締役を選任しております。

補充原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準

東京証券取引所が定める独立性基準を、当社の独立性判断基準としております。

補充原則4-11-1:取締役会のバランス、多様性及び規則に関する考え方

当社は、取締役会は豊富な知識・多大な経験、なお多様性とバランスのある考え方を有する方を取締役として選任しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率^{更新}

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GX PARTNERS CO.,LIMITED	4,572,400	20.97
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,890,100	13.25
MONEX BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED	1,327,800	6.09
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.	1,010,200	4.63
VALUE CONSULTANT LIMITED	900,000	4.12
三木 武志	702,800	3.22

BANK JULIUS BAER AND CO.LTD. HONG KONG CLIENT ACCOUNT	512,600	2.35
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	500,100	2.29
株式会社ゼット	454,500	2.08
明和證券株式会社	408,000	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	4名

会社との関係(1)^{更新}

氏名	属性	会社との関係()										
以 自	牌门主		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
松本 敏	他の会社の出身者											
寺尾 潔	公認会計士											
大澤 健太郎	他の会社の出身者											
宋青	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d.e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) ^{更新}

氏名	監査等 委員	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 敏				コンプライアンス、ガバナンスを中心とする豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、かつ、より第三者性の高い見地から取締役の職務執行を監督するため
寺尾 潔				公認会計士として監査法人における多様な監査経験があるとともに、ベンチャー企業でのCFOの経験を有しており、また、数多くのM&A支援の経験、経営者としての知見を有しております。豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため

大澤 健太郎	司法書士としての豊富な実務経験と数多くの組 織再編の支援の経験・知見を有しております。 豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映 するため
宋青	女性及び外国人経営者であり、ダイバーシティ の流れにふさわしい人物です。日中の貿易事 業の豊富な経験と知見を有している同氏の経 験・見識、多様な立場からの意見を当社の経 営に反映するため

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 社外取締役 (名) (名)		委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

必要に応じ、各担当部門と連携し、監査等委員会の職務の補助を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人においては四半期毎を原則とする会議のほか、各業務執行、内部統制関連等必要に応じて意見交換等の機会を設け 連携を図ることとしております。

監査等委員会と内部監査室は、「内部監査規程」に基づき連携して、必要とされる監査業務を効率的かつ網羅的に実施できるよう協力しております。

監査等委員会における主な活動といたしまして監査方針・監査計画の決定、取締役の職務執行の監査、常勤監査等委員の選定、会計監査人の 再任の決定および報酬額の同意、監査結果の報告などを行っております。また、内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に 関する情報交換・意見交換を随時行い、主要なプロジェクトなどについて実地監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年10月20日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権(有償ストック・オプション)を発行することを決議いたしましたが、平成27年12月期乃至平成28年12月期において、その新株予約権の行使の条件を満たさなかったため、失効いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

令和2年12月期の役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役に支払った報酬は次のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬 22,590千円

取締役(監査等委員)に支払った報酬 4,860千円

社外役員に支払った報酬 5,316千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額につきましては、株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬及び監査等委員である取締役の 報酬をそれぞれ総額を決定しており、株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額については、それぞれの基準に基づ き、協議の上決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

担当部門より、各種会議に関する連絡、付議資料の準備、必要会議への同席、事務補助等を実施し、社外取締役のサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新



当社は、取締役会によって業務執行の監督を行い、取締役監査等委員によって監査を行っております。

取締役会は、7名で構成されており、社外取締役は4名選任しております。

業務執行の監督については、毎月1回開催の定時取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会、月1回開催の経営会議により、迅速かつ的 確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。なお、経営会議には、常勤監査等委員が出席し監査・監督をおこなっております。 監査等委員会は、会計監査としてフロンティア監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時確認を行う他、改 善などの提案を受け、適正な処理に努めております。なお、業務の内容、監査時間等を加味して報酬決定しております。

3.現状のコーポレート·ガバナンス体制を選択している理由

当社の規模や業態等を勘案し、適正規模にて取締役会を構成しこれを取締役監査等委員において監視する体制を採ることにより、効率的な経営 の実現と経営監視機能の確保が図られていると判断しているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第55期定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用した。

2. IRに関する活動状況

		補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
	IR資料のホームページ掲載	個人投資家様向けに決算説明を中心としたIR説明資料を掲載しております。	
	IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:管理本部	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	「ジェクシード企業行動憲章」を定め、ステークホルダーの方々に対する姿勢や行動規範を掲げ、その立場を尊重することを明示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「ジェクシード企業行動憲章」により、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム整備に関する基本方針

当社が、意思決定の明確化・迅速化と、経営の透明化・効率化を一層推進するために、現在までに運用している様々な制度等を充実、強化し、必要な事項については、見直し、再検討を行っていくために取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役職員を対象とした行動指針として企業行動憲章を定め、 周知徹底させる。
- (2)コンプライアンス担当を置き、監査等委員と連帯して内部統制を推進する組織を設置するとともに、コンプライアンス規程を設けコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- 2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを保存するためのる体制

取締役の意思決定又は取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)リスクマネジメント委員会を設置するとともに、リスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2)各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適時臨時取締役会を開催し、重要 事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
- (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- 5. 関連会社等の業務の適正を確保するための体制整備の状況
- (1)業務の適正を確保するため、コンプライアンス・ポリシーを定め、コンプライアンス体制を構築する。
- (2)関連会社等の関係会社管理の担当者を置き、関係会社管理一覧を定め、関連会社等の状況に応じて必要な管理を行う。
- (3)リスクマネジメント委員会は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- 6.監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項 (1)監査等委員がその職務補助のため必要に応じて、監査等委員会スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- 7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保する体制
- (1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。また、前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (2)監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、事業部門会議その他の重要な会議等に出席 し、必要に応じて執行役員及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
- 8. その他コーポレート・ガバナンス強化のための施策
- (1)当社は、幅広〈現場の意見を聴取し、当該意見をいち早〈経営に反映させるため、月1回の経営会議を開催する。内部監査担当は、内部監査を実施することにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に努める。
- (2) リスクマネジメント委員会は担当役員及び従業員で構成され、リスクの捕捉、管理活動の一端として、コーポレート・ガバナンス上の問題点を適時把握し、その解決に努める。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

取締役7名で構成される取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び関連会社の業務執行の監督を行っております。なお、当社では、会社の戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために執行役員制を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と、業務執行(執行役員)を分離し役割分担の明確化を図っております。取締役会の意思決定を要する重要事項については、経営会議及び各種会議で事前審議を行っております。なお、監査等委員会は取締役4名で構成され、常勤取締役(委員長)が1名及び他3名が独立性の高い社外取締役であります。なお、毎月定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行うこととしております。委員長は、経営会議、その他の重要会議に必要に応じて出席し、執行役員の職務遂行状況について法令遵守及び企業倫理の観点からも充分な監査を継続的に行う体制となっております。また、会計監査人との意見交換会を定期的に開催することとしております。当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性を確保するために、このような体制を採用しております。なお、内部統制面については、事業活動における法令遵守、業務の適正性及び効率性を確保するため、内部監査規程、コンプライアンス規程、行動基準などの社内規程類等の整備、運用に取り組んでおります。また、内部監査を適正かつ円滑に実施するために、内部監査室を設置しており、一定の基準に従って、審査等を行っております。内部監査室は、実施した内部監査の結果状況を監査等委員に報告する体制としております。監査等委員は、会計監査人と定期的に情報交換を行い、また、連携を図っていくとともに、内部監査室に対して、必要な調査・報告を要請いたします。

適時開示につきましては、決定事実、発生事実等、バスケット条項を含めて適時開示担当者に報告、連絡、相談が行われます。適時開示担当者は、開示に必要な事項を確認、必要に応じて弁護士、会計監査人などの専門家に相談の上、適時開示文書を作成いたします。適時開示担当者は、適時開示担当部門、関連部門に確認、精査の上、適時開示を行っております。

